

篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等及び空地の管理に関し必要な事項を定め、安全で安心なまちづくり環境の保全、ひいては市街地空洞化の防止を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 宅地化された状態の土地その他の空閑地で、現に人が使用していない土地又は使用していない土地と同様の状態にあるものをいう。
- (3) 所有者等 空家等又は空地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 管理不良状態 次に掲げる状態をいう。

ア 空家等が法第2条第2項に規定する特定空家等の状態

イ 空家等が法第13条第1項に規定する管理不全空家等の状態

ウ 空地がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自ら所有し、占有し、又は管理する空家等又は空地が管理不良状態にならないよう適正な管理に努めなければならない。

(立入調査等)

第4条 町長は、空家等又は空地の所在及び当該空家等又は空地の所有者等を把握するための調査その他空家等又は空地に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 町長は、第6条から第8条までの規定の施行に必要な限度において、職員に空家等又は空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 町長は、前項の規定により当該職員を空家等又は空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により立入調査をする職員は、当該身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 町長は、第1項及び第2項の規定による調査により、空家等又は空地が管理不良状態にあると認めるときは、所有者等に対し、その旨を通知するものとし、所有者等が判明しないときは、その旨を公示するものとする。

(適切な管理の促進)

第5条 町は、所有者等による空家等又は空地の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第6条 町長は、第4条第1項及び第2項の調査により、空家等又は空地が管理不良状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第7条 町長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該空家等若しくは空地の管理不良状態が改善されないと認めるとき、又は所有者等が同条の規定による指導に従わないときは、当該所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 8 条 町長は、所有者等が前条の規定による勧告に正当な理由がなく従わず、当該空家等が第 2 条第 4 号アに該当する場合は、当該所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

(措置の代行)

第 9 条 町長は、所有者等が自ら行うべき空家等及び空地の必要な措置に関する事務を代行するよう申出があった場合は、必要があると認めるときに限り当該事務を代行することができる。この場合において、当該必要な措置に係る費用は、所有者等の負担とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。